

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日になると翌日)

目 次

◇ 告 示

鳥取県青少年健全育成条例による有害図書類の指定基準の設定

結核予防法による医療機関の指定

結核予防法による指定医療機関の辞退

計量器の定期検査の実施

定期種畜検査の実施

解除予定の保安林(二件)

基本測量の終了

◇ 運 管 告 示

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

告 示

鳥取県告示第三百七十九号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項第一号及び第二号に規定する基準を定めたので、同条例第十四条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県青少年健全育成条例の規定による有害図書類の指定基準

一 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるものに係る基準

全体的な内容が性を興味本位に取り扱うことを主眼として認められるもので、次の各号のいずれかに該当するもの

(一) 肉体の全部又はその大部分を露出し、又は透し、著しく卑わい又はせん情的に表現しているもの

(二) 性行為若しくはわいせつ行為又は性欲による変態的行為を具体的かつ露骨に表現しているもの

(三) せりふ、説明、発声、歌曲等で著しく卑わい又はせん情的な表現をしているもの

(四) その他素材、表現等が(一)から(三)までと同程度以上に青少年の性的感情を刺激するもの

二 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるものに係る基準

全体的な内容が殺人、暴力等を興味本位に取り扱うことを主眼として

いと認められるもので、次の各号のいずれかに該当するもの
(一) 殺人、傷害、暴行、拷問、処刑等の行為又は場面を露骨に表現しているもの

(二) 殺人、強盗、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の手段若しくは経過を詳細かつ著しく刺激的に表現しているもの

(三) その他素材、表現等が(一)又は(二)と同程度以上に青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するもの

鳥取県告示第三百八十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	医療機関名	所在地
昭和五十六年四月一日	タムラ 医院	鳥取市瓦町一六一番地

鳥取県告示第三百八十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定に

基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞退年月日	指定医療機関の名称	所在地
昭和五十六年三月三十一日	タムラ 病院	鳥取市瓦町一六一番地

鳥取県告示第三百八十二号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、境港市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実施期間 実施場所

昭和五十六年五月十九日から
昭和五十七年三月三十一日まで

当該計量器の所在の場所

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
昭和五十六年五月十九日	午前十時から午後三時まで	境港市	境港市境公民館
昭和五十六年五月二十日	"	"	"
昭和五十六年五月二十一日	"	"	境港市外江公民館
昭和五十六年五月二十二日	"	"	境港市渡公民館
昭和五十六年五月二十五日	"	"	境港市中浜公民館
昭和五十六年五月二十六日	"	"	境港市余子公民館
昭和五十六年五月二十七日	午前十時から午後二時まで	"	境港市境中央公民館

鳥取県告示第百八十三号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第一項の規定に基づき、農林水産大臣から昭和五十六年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検査日時	検査場所	家畜の種類
昭和五十六年五月十八日午前十時から	鳥取市国安鳥取県種畜場鳥取分場	乳用牛、肉用牛、豚及び馬
昭和五十六年五月十九日午前九時三十分から	倉吉市大塚中部家畜市場	"
昭和五十六年五月十九日午前十時三十分から	東伯郡北条町下神鳥取県経済農業協同組合連合会北条種豚場	"
昭和五十六年五月十九日午後一時から	東伯郡赤碕町出上鳥取種畜牧場	"
昭和五十六年五月十九日午後三時から	東伯郡赤碕町松谷鳥取県種畜場	"
昭和五十六年五月二十日午前十時から	米子市吉岡西部家畜市場	"
昭和五十六年五月二十日午後一時から	西伯郡西伯町北方鳥取県中小家畜試験場	"
昭和五十六年五月二十一日午前十時から	日野郡日野町根雨根雨家畜市場	"

鳥取県告示第百八十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

(一) 東伯郡三朝町大字三徳字蛇谷、大字坂本字坪谷奥(以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 東伯郡三朝町大字神倉字丹戸(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(三) 西伯郡岸本町大字丸山字山王(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課並びに三朝町役場及び岸本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百八十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

(一) 気高郡青谷町大字八葉寺字銅割(国有林。次の図に示す部分に限る。)

る。)

(二) 八頭郡若桜町大字糸白見字東山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課並びに青谷町役場及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百八十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類 基本測量(精密測地網一次基準点測量)

二 作業地域 日南町

三 終了年月日 昭和五十六年三月十日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者 氏名	会計責任 者氏名	主たる事務所の所在地	備考 その他 の政治 団体
伊谷周一後援会	君野 駿平	立林治一郎	鳥取市西町三丁目一〇七	
伊藤武夫後援会	由谷 武之	田栗 武人	倉吉市西仲町二六五一	
渡辺武、やすだ 睦美鳥取市後援 会	君野 駿平	伊藤 真	鳥取市今町二丁目二八五	
渡辺武、やすだ 睦美米子市後援 会	松田 勝三	梶野善三郎	米子市博労町三丁目八〇	
日本共産党議員 （渡辺武、やすだ 睦美）境港市 後援会	渡部 三郎	安田 一夫	境港市相生町一	
宅野亮介後援会	米村 健	宮内 影昭	米子市西福原三二一	

渡辺武、やすだ 後援会	君野 駿平	木下 豊	鳥取市寺町四二	
渡辺武、やすだ 睦美三朝町後援 会	橋本 元	山本 勇夫	五 東伯郡三朝町片柴一三二	
渡辺武、やすだ 睦美鳥取市婦人 後援会	宮腰 瑞子	田江恵美子	鳥取市西品治二二九	
柏木寿男後援会	森川 安春	松本 誠一	米子市夜見町四〇六	
自由民主党鳥取 旧市支部	上根 政幸	足立利喜雄	鳥取市西町一丁目二二六	政党
渡辺武、やすだ 睦美面影校区後 援会	前田 秀義	小橋 太一	鳥取市雲山四八一三	その他 の政治 団体
徳安実蔵中部後 援会	磯江 義博	足羽 徳正	倉吉市上井町一一一七	
徳安中部青年会	森 和美	漆原 章雄	倉吉市昭和町二二〇一五	
中部みのり会	山根日出子	尾崎喜代子	倉吉市昭和町二二〇一五	
渡辺武、やすだ 睦美鳥取生協病 院後援会	山上 英明	竹内 政人	鳥取市末広温泉町二五二	
歳岡秋治後援会	木嶋 孝明	裏坂 憲一	八頭郡船岡町破岩四四	
渡辺武、やすだ 睦美婦人後援会	南 久仁	宮内 博子	米子市四日市町一二五	
杉原義人後援会	山本 整	太田 泰彦	倉吉市鴨河内二二一〇	
山根英明後援会	小林 栄一	谷口 宗	八頭郡八東町北山四七	
西部みのり会	岩佐 和江	作野千鶴子	米子市目久美町五二	
徳安実蔵西部後 援会	宮本 宰爾	西岡 巖	米子市目久美町五二	

徳安西部青年会	片山 良孝	湯浅 正	米子市目久美町五二	"
牧田実夫後援会	松尾国太郎	西谷 重幸	倉吉市藤城三六三一九	"

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十六年四月十七日

鳥取県選挙管理委員会公報 昭 和 五 十 六

自由民主党鳥取旧市支部

報告年月日 昭和56年3月28日

(昭和55年12月31日解散)

- 1 収支総額 0円
- 2 支出総額 0

1 収入総額 26,500円

- 2 支出総額 0
- 3 収入の内訳

3 収入の内訳

前年繰越額 26,500

柏木寿男後援会

報告年月日 昭和56年3月27日

(昭和55年12月31日解散)

- 1 収入総額 0円

報告年月日 昭和56年3月17日

(昭和55年12月31日解散)

- 1 収入総額 0円

2 支出総額 0

渡辺武、やすた睦美面影校区後援会

報告年月日 昭和56年3月30日

(昭和55年12月31日解散)

- 1 収入総額 31,500円
- 2 支出総額 28,977
- 3 収入の内訳

個人の党費 会費 (75人) 7,500

寄附 24,000

個人分 24,000

4 支出の内訳

経常経費 4,514

備品、消耗品費 3,014

事務所費 1,500

政治活動費 24,463

組織活動費 2,500

選挙関係費 3,000

機関紙誌の発行 12,963

その他の事業費

機関紙誌の発行事業費 2,963

宣伝事業費 10,000

調査研究費 6,000

5 寄附の内訳

(寄附者) (金額) (住所)

(個人分)

年間100万円以下のもの 24,000

徳安実蔵中部後援会

報告年月日 昭和56年3月30日

(昭和55年12月31日解散)

1 収入総額 1,014,025円

2 支出総額 1,014,025

3 収入の内訳

寄附 1,000,000

政治団体分 1,000,000

前年繰越額 14,025

4 支出の内訳

経常経費 969,155

人件費 394,520

光熱水費 24,910

備品、消耗品費 23,096

事務所費 526,629

4 支出の内訳

経常経費	240,000
人件費	240,000

5 寄附の内訳

(寄附者) (金額)	(所在地)
(政治団体分)	
年間100万円以下のもの237,390	

西部みのり会

報告年月日 昭和56年3月31日

(昭和55年12月31日解散)

1 収入総額	0円
2 支出総額	0

牧田実夫後援会

報告年月日 昭和56年4月2日

(昭和55年12月31日解散)

1 収入総額	0円
2 支出総額	0

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千二百円(送料を含む。)】